

第Ⅲ章 多様な教育の指導の重点

国際化が一層進展する社会において、地球的視野に立って主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成することを基本に据え、次の3つの視点を踏まえた国際理解教育を推進することが大切である。

- (1) 異文化や異なる文化をもつ人々を受容し、共生することのできる態度・能力の育成
- (2) 自らの国の伝統・文化に根ざした自己の確立
- (3) 自らの考えや意見を自ら発信し、具体的に行動することのできる態度・能力の育成

1 指導計画の作成と実践

全教育活動を通して、国際理解の基礎が身に付く指導計画を作成するとともに、地球的な視野をもち、実践的態度を育む指導を実践する。

- ・学校教育目標を国際理解教育の観点から考察し、国際理解教育を計画的に実践できるよう、指導計画に位置付ける。
- ・各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習／探究の時間及び特別活動との関連を見直し、児童生徒の実態や学校・地域の実情に応じた指導計画の改善・充実を図る。
- ・国際理解教育担当を校務分掌に位置付けるとともに、全教職員の共通理解を深め、学校全体で推進する体制の確立を図る。
- ・「特別の教育課程」による日本語指導が適切に行われるよう、体制整備を図る。

2 効果的な指導の工夫

地域の特性、児童生徒の実態を踏まえ、一人一人が主体的に関わることができる指導方法を工夫する。

- ・異文化と直接触れ合うことのできる体験の場の充実を図る。
 (手紙・Eメール・ビデオ・作品の交換、テレビ会議による交流、外国語指導助手・国際交流員・在住の外国人・留学生との交流、姉妹都市との相互訪問など)
- ・異文化や自国の文化の理解をより一層深め、それらを尊重する態度が身に付くよう、指導方法を工夫する。
- ・帰国児童生徒や外国人児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒に対するきめ細かな指導に加えて、他の児童生徒についても相互啓発を通じた国際理解教育を推進する。
- ・関係機関との連携・協力を進め、国際理解教育が効果的に行われるようにする。

3 国際理解教育のための研修等の充実

教師自らが国際社会に主体的に生きる人間として国際理解を深め、変化に柔軟に対応できるよう研鑽に努める。

- ・授業研究等の校内研修を積極的に行い、実践的な指導力の向上を図る。
- ・外国語指導助手や海外研修及び留学の経験者等を交えて、異文化理解を深める。

【 参考・資料 】

- 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（R2年6月文部科学省）
- 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況（令和5年5月1日現在）
 小学校195人（46校） 中学校96人（28校）
 県立特別支援学校0人（0校） 県立高等学校17人（3校）

合計 308人（77校）

図書、視聴覚教育の資料、その他学校教育に必要な資料の収集・整理・保存に努め、これを児童生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の主体的な読書活動を支え、確かな学力と豊かな人間性を育成する。

1 学習センター・情報センターとしての機能の充実

学習活動との連携を密にし、学習資料を整えるとともに、情報を収集・選択・活用する能力を育成するため、学習センター・情報センターとしての機能の充実に努める。

- ・児童生徒の主体的・協働的な学習活動を支える観点から、学習センターとしての機能の充実に努める。（学校図書館資料の構成や整理方法・場所の工夫・作品や報告集の保管等）
- ・目的に応じて必要な情報を主体的に収集・選択・活用する能力を育成する観点から、情報センターとしての機能の充実に努める。（新聞・雑誌・視聴覚資料・インターネット等の様々な情報ソフトや情報手段の導入、学校図書館図書情報のデータベース化、公立図書館等との連携等）

2 読書センターとしての機能の充実

児童生徒が楽しんで自発的に自由な読書が行えるような読書センターとしての充実に努める。

- ・児童生徒の読書傾向の実態を把握し、多様な興味や関心に応えるとともに、発達の段階に即して知的な刺激を与えられるような学校図書館資料を収集する。
- ・学校図書館が学校における心の居場所となり、読書活動の拠点となるよう努める。
- ・余裕教室等の空きスペースを活用し、ゆとりある快適な読書空間や展示場所の確保に努める。

3 学校図書館の利用と指導の充実

学校教育全般にかかわり、学習態度の育成や読書習慣の定着という視点から学校図書館の利用に関する指導が行われるようにする。

- ・校長のリーダーシップの下、司書教諭を中心として、利用指導に関する年間指導計画を作成するとともに、司書教諭と学校司書が協働して学校図書館の運営を円滑に行うことができるよう、校内の協力体制を充実する。
- ・学校図書館及び学校図書館資料利用の基礎的・基本的能力の育成を図る。
- ・各教科等において、主体的・協働的・探究的な学習等を積極的に取り入れ、学校図書館の利活用を推進する。
- ・学校教育全体の中に、読書活動を広げていくための指導計画を作成する。
- ・読書の楽しさや興味・関心を高めるための読書指導の充実に努め、望ましい読書習慣の定着を図り、自立した読み手を育成する。
- ・豊かな思考・判断・表現の基盤となる児童生徒の語彙力や読解力を高めるために、読書活動を活性化する。
- ・想像力や創造力の育成に向け、読書の質の向上を図る。
- ・「図書委員会」等による学校図書館の運営に関して、児童生徒の活動が主体的、創造的なものになるよう支援する。
- ・地域の人々や保護者をボランティアとして受け入れ、読み聞かせ・ブックトーク等の読書活動の支援や学校図書館の環境整備等を行い、図書館担当者への支援業務などに活用する。

【 参考・資料 】

- ・石川県子ども読書活動推進計画（第四次）（平成31年3月 石川県教育委員会）
- ・学校図書館ガイドライン（平成28年11月29日 文部科学省通知）
- ・（令和6年度）子どもの読書活動優秀実践校文部科学大臣表彰受賞校
能美市立宮竹小学校 金沢市立泉野小学校 七尾市立山王小学校
かほく市立宇ノ気中学校

科学技術は経済・社会の発展や豊かな生活の実現に大きな役割を果たしている一方で、地球環境や人間社会を脅かす負の面を有している。このことを見極めながら、科学する喜びや感動を味わうことのできる学習機会を提供し、子どもたちの旺盛な探究心や創造力、科学的なものの見方や考え方を育むことが科学教育においては大切である。

したがって、子どもたちが、様々な課題に対応できるよう、基礎・基本に重点を置くとともに、科学技術や情報・環境等に対する興味・関心や課題を自主的に解決しようとする意欲・態度を育む教育を推進し、よりよい社会づくりに積極的に参画する人材の育成を図ることが大切である。

1 豊かな科学的素養の育成

一人一人の自由な発想を大切にし、発見する喜びや創造する喜びなどを体験する活動を通して、科学に対する興味・関心を高め、科学的なものの見方や考え方などを育成する。

- ・身近な自然や地域社会の中での体験活動を重視し、自然に対する豊かな感受性、素朴な疑問や好奇心を大切にする。
- ・昆虫館や自然史資料館、少年自然の家など、身近な教育施設の有効利用を図る。

2 科学的な思考力、判断力、表現力等の育成

理科・数学、国語等の教科や学校全体の教育活動を通して、ものごとを論理的に考え、表現する力の育成を図る。

- ・自然界に潜む調和（原理や法則）の美しさに対する感動を得られるよう、観察や実験などを重視し、探究的な活動を充実する。
- ・観察や実験の結果を考察し、レポートなどにまとめたり発表したりすることを通じて、論理的な思考力や表現力を育成する。
- ・日常生活や実社会に見られる事象との関連や他教科との関連を図った指導を充実する。
- ・高等学校においては、大学や研究機関等との連携を図りながら、論理的思考力や創造性を育む。

3 倫理性の育成

科学の進展による社会の発展や豊かな生活の実現と、地球規模の環境問題や生命科学の問題等を学習することを通して、科学的素養の素地となる社会性・倫理性を育成する。

- ・各教科、道徳、総合的な学習／探究の時間や特別活動の目標や内容を通じて、科学技術の両面性を理解する。
- ・生涯学習という視点にたち、科学における現代社会の諸問題を学習し、実践的態度を養う。

【参考・資料】

- 1 中学生サイエンスチャレンジ（平成24年～）：科学の原理や法則を用いたものづくりに挑戦し、科学に対する興味・関心を高める。
- 2 いしかわ高校科学グランプリ（平成23年～）：科学好きの生徒が競技を行い、トップ層の応用力、実践力を伸ばし、科学教育のレベルアップを図る。
- 3 スーパーサイエンスハイスクール事業（文部科学省）
 - 金沢泉丘高等学校（平成15年度～）：高い志をもち未来を切り拓く国際的な科学技術系人材の持続的育成。
 - 七尾高等学校（平成16年度～）：「総合知」の創出につながる「融合プロジェクト」の推進と、学際的協働の場面でファシリテーターとなれる人材の育成。
 - 小松高等学校（平成18年度～）：正答のない問題に粘り強く取り組み、解決することができる探究力を持った人材の育成。

近年、知識・情報・技術をめぐる変化の速さが加速度的となり、情報化やグローバル化といった社会変化が、人間の予測を超えて進展するようになってきている。このように急激に変化し、将来の予測が難しい社会においては、情報や情報技術を主体的に選択し、活用していく力が求められる。一方で、情報や情報技術を適切かつ安全に活用していくための情報モラルも身に付けさせていく必要がある。

1 情報活用能力の育成

世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である「情報活用能力」を、学習の基盤となる資質・能力として育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図る。

- ・知識及び技能（何を理解しているか、何ができるか）
 情報と情報技術を活用した問題の発見・解決等の方法や、情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響、技術に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等について、情報の科学的な理解に裏打ちされた形で理解し、情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能を身に付けていること。
- ・思考力、判断力、表現力等（理解していること、できることをどう使うか）
 様々な事象を情報とその結び付きの視点から捉え、複数の情報を結び付けて新たな意味を見いだす力や問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力を身に付けていること。
- ・学びに向かう力、人間性等（どのように社会・世界と関わりよりよい人生を送るか）
 情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身に付けていること。

2 教科等の指導におけるICTの活用

情報活用能力を確実に育んでいくために、各教科等の特質に応じて適切な学習場面で育成を図る。また、そうして育まれた情報活用能力を児童生徒が発揮させながら、ICTを活用することにより、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくようにする。加えて、人々のあらゆる活動に今後一層浸透していく情報技術を、児童生徒が手段として学習や日常生活に自由な発想で活用できるようにするため、各教科等においてこれらを適切に活用した学習活動の充実を図る。

3 情報モラル教育の充実

児童生徒が自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持つとともに、自律的に行動し、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにする。情報の収集、判断、処理、発信など情報を活用する各場面において、情報モラルについて、児童生徒自身が考える学習活動を通して、主体的かつ当事者意識をもって、社会や個人の課題を解決する力を身に付けられるようにする。

【 参考・資料 】

- ・「教員のICT活用指導力」の状況

(令和5年度 学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果 令和5年3月現在)

	教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する	授業中にICTを活用して指導する	児童・生徒のICT活用を指導する	情報活用の基盤となる知識や態度について指導する
小学校	91.0 (%)	84.0 (%)	84.4 (%)	92.5 (%)
中学校	88.7	77.1	80.8	86.6
高等学校	94.1	82.3	84.8	88.2
特別支援学校	92.7	83.8	82.0	83.9
全校種	91.3	81.9	83.4	89.4

- ・教育の情報化に関する手引-追補版-(令和2年6月 文部科学省)

環境教育は、環境や環境問題に関心を持ち、人間活動と環境とのかかわりについての総合的な理解と認識の上にとって、持続可能な社会を構築するために必要な知識・技能や思考力、判断力を身に付け、よりよい環境の創造活動に主体的に参加し、環境への責任ある行動をとることができる態度を育成することである。

したがって、環境教育では、知識の習得だけにとどまらず、生涯学習という視点にたち、環境に対する豊かな感受性を育成し、よりよい環境づくりに向けて自ら考え、主体的に行動できる能力と態度の育成を図ることが大切である。

1 よりよい環境の創造に関与できる能力と積極的に働きかけをする態度の育成

人間活動と環境とのかかわりについて関心を高め、正しい理解を深めるとともに、よりよい環境の創造に関与できる能力と積極的に働きかけをする態度の育成に努める。

- ・身近な自然や地域社会の中での体験活動を充実し、自然に対する豊かな感受性をはぐくみ、環境に対する関心を高める。
- ・身近な環境とのかかわりの中から、児童生徒が自ら問題を見付け、考え判断し、よりよい環境を創造しようとする態度を育てる。

2 「学校における環境教育指針」に基づいた計画的指導の充実

児童生徒の発達の段階や地域の実態を踏まえ、学校の教育活動全体を通して、系統的・計画的な指導が行えるように努める。

- ・全教職員が環境教育の目的や必要性についての認識を深め、共通理解を図るとともに、校内での取組体制を確立する。
- ・各教科、道徳、総合的な学習／探究の時間、特別活動等の目標や内容を環境教育の視点から見直し、相互の関連や連携を図り、横断的・総合的に指導できるよう指導計画を作成する。
- ・地域の環境の現状や環境問題等を把握し、児童生徒の発達段階に応じて、適切な題材を選択したり、地域素材の教材化を図ったりする。

3 持続可能な社会の形成者としてふさわしい資質や価値観の育成

ESD（持続可能な開発のための教育）の視点に立った学習を進め、持続可能な社会づくりに関わる問題を見いだしたり、解決したりするために必要な能力と態度の育成に努める。

- ・課題に対して多面的・総合的に探究していくために、教材を内容的・空間的・時間的につなげることや児童生徒同士や地域社会など人と人をつなげることに留意する。
- ・学習によって身に付けた能力と態度を行動に移し、実生活や実社会における実践につなげていくために、継続的・実践的なつながりをもった指導を推進する。

【参考・資料】

- 環境教育指導資料[小学校編] 平成19年 3月発行 国立教育政策研究所
- 環境教育指導資料[幼稚園・小学校編] 平成26年10月発行 国立教育政策研究所
- 環境教育指導資料[中学校編] 平成28年12月発行 国立教育政策研究所
- 「学校における環境教育指針 [改訂] ー地域の豊かな環境を生かすためにー」 平成24年3月発行 石川県教育委員会
- いしかわ学校版環境 I S O 認定校
 <令和6年度認定校>
 金沢市立西南部中学校 金沢市立内川小学校 金沢市立内川中学校
- いしかわ版里山づくり I S O 認定校
 <令和6年度認定校>
 認定校なし
- 第25回環境美化教育優良校等表彰
 羽咋市立羽咋小学校 優良校 協会会長賞

福祉教育は、教育基本法の理念のもと、人間的ふれあいを大切にし、児童生徒一人一人が他人の立場や気持ちを考え、助け合い励まし合っていこうとする福祉の心を理解し、福祉社会づくりに積極的に参加しようとする態度の育成を目指すものである。

1 福祉教育の理解

児童生徒に福祉教育を推進するために、学校の全教職員の共通理解と協力体制が必要なことから、福祉教育に関する研修の充実に努める。

- ・教師自身が、乳幼児や高齢者など福祉にかかわる問題に対応するため、それらの問題を一人一人の課題として認識・理解し、共に支え、共に学び、共に生きることの大切さを知る。
- ・社会福祉団体の行事や施設を参観するなど、自ら体験して、高齢者や障害のある人などへの関心を深める。

2 福祉教育指導の充実

高等学校における福祉科や家庭科、小学校や中学校及び義務教育学校における家庭科、技術・家庭科、道徳はもとより総合的な学習／探究の時間や特別活動との関連を図るとともに、意欲的な行動を促す指導の充実に努める。

- ・関連する全体計画の作成に当たっては、各教科や道徳、特別活動との関連を図り、児童生徒の発達段階、学校や地域の実態を考慮するとともに、市町社会福祉協議会等関係機関と連携する。
- ・各教科、総合的な学習／探究の時間の指導にあたっては、年間指導計画の中に福祉教育のねらいを加え、福祉に関連のある指導内容の深化を図る。
- ・福祉教育の指導にあたっては、高齢者や障害のある人との交流、乳幼児とのふれあい等の機会を積極的に設け、「福祉の心」の育成に努める。さらに、これらを通して、いのちの尊さへの自覚を促し、善意や思いやりの心などの豊かな人間性を育み、その成果を一人一人がボランティア活動として実践できるよう支援し、その実践力の育成に努める。

3 学校・家庭・地域の連携

学校における福祉教育を充実するために、地域の人材を活用するなど地域との連携を密にし「地域に開かれた学校」であるよう努める。

- ・地域の実態に即して、保護者や地域の人々との人間的ふれあいの場を広く求め、効果的な指導の展開に努める。
- ・学校だよりやPTA広報紙、授業参観などを通して、福祉教育に対する理解・啓発を図る。
- ・地域や関係機関・団体との連携を図りつつ、ボランティア活動等への参加について工夫する。

【参考・資料】 ボランティア活動普及事業協力校

学 校 名	年 度	学 校 名	年 度	学 校 名	年 度
小松市立栗津小学校	R 4～R 6	輪島市立鳳至小学校	R 4～R 6	野々市市立野々市小学校	R 5～R 7
野々市市立館野小学校	R 4～R 6	小松市立松東みどり学園	R 5～R 7	野々市市立富陽小学校	R 5～R 7
内灘町立大根布小学校	R 4～R 6	能美市立和気小学校	R 5～R 7	金沢市立新神田小学校	R 5～R 7
津幡町立条南小学校	R 4～R 6	川北町立中島小学校	R 5～R 7	内灘町立白帆台小学校	R 5～R 7
宝達志水町立宝達小学校	R 4～R 6	白山市立旭丘小学校	R 5～R 7		

子どもたちが「生きる力」を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人として自立していくことができるようにする教育が強く求められている。学校においては、児童生徒の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促すためのキャリア教育を、教育活動全体を通じ、計画的、組織的に推進することが大切である。

1 指導計画の改善・充実と指導体制の確立

学校の教育活動全般において、キャリア教育がどのように教科等の学習や活動と関わり、位置付けられるかを示す全体計画と年間指導計画の改善・充実を図るとともに、教育活動全体を通してキャリア教育の推進に努める。また、望ましいキャリア発達を促す指導と進路決定のための指導が調和をとって展開されるように配慮する。

- ・「キャリア教育の推進」について全教師の共通理解を深めるとともに、地域の状況、児童生徒の実態を踏まえ、キャリア教育全体計画と年間指導計画の作成、改善、充実を図り、全教育活動を通して組織的、計画的、系統的な展開を図る。
- ・望ましい勤労観・職業観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度の育成を図る。その際、ガイダンスの機能を充実するように学級活動・ホームルーム活動等の指導を工夫する。
- ・「キャリア・パスポート」を活用し、児童生徒が自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう指導を工夫する。

2 キャリア教育の中核となる体験活動等と進路指導の充実

発達の段階に応じた体験活動等と学級活動・ホームルーム活動等における進路指導の充実に努めるとともに、基礎的・汎用的能力を構成する「人間関係形成・社会形成能力」、「自己理解・自己管理能力」、「課題対応能力」、「キャリアプランニング能力」の4つの能力の形成の支援を重視する。

- ・係活動、委員会活動、清掃活動、勤労生産的な活動の充実を図り、自分の役割を果たそうとする意欲や態度を育む。
- ・職場見学、職場体験、就業体験等の啓発的な体験活動を計画的、系統的に展開し、一人一人が体験を通して主体的な情報収集や自己理解の深化を図るよう工夫する。
- ・一人一人が自己の進路目標を掲げることができるよう「生き方」についての進路指導の充実に努める。
- ・キャリア・カウンセリングの計画的・継続的な実施に努め、一人一人の望ましいキャリア発達への適切な支援に努める。
- ・日常の様々な場面を捉え、児童生徒の「気づき」を促し、主体的に考えさせ、児童生徒の行動や意識の変容につなげることを意識した働きかけを行う。

3 地域・社会や産業界との連携

地域・社会や産業界と連携しながら、各教科、道徳、総合的な学習・探究の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて育成する。

- ・職場体験・インターンシップなどの体験的な学習を効果的に活用し、地域・社会や産業界と連携した取組を充実させる。

4 キャリア教育の改善・充実を図る評価の工夫

キャリア教育の実践が、その教育目標を達成し、さらにより効果的な活動の実践に発展させていくためには、適切な評価を行うことが重要である。

- ・社会的・職業的自立に向けて身に付けさせたい力を明確にする。
- ・児童生徒の実態を踏まえた評価規準・指標を設定する。
- ・身に付けさせたい力を児童生徒と共有する。
- ・指導計画の視点から目標、計画、実践の一貫性を確認する。

【文部科学省キャリア教育関係 参考資料】

中学校・高等学校キャリア教育の手引き	(R5年 3月)
小学校キャリア教育の手引き	(R4年 3月)
「キャリアパスポート」に関するQ&Aについて	(R4年 3月改訂)
キャリア教育リーフレットシリーズ特別編「キャリア・パスポート特別編」1～10(H30年5月～R4年9月)	
語る語らせる語り合わせるで変えるキャリア教育	(H28年 3月) [個々のキャリア発達を踏まえた“教師”の働きかけ]
高校生の頃にしてほしかったキャリア教育って何？	(H29年 3月) [卒業後に振り返って思うキャリア教育の意義]
子供たちの「見取り」と教育活動の「点検」	(H27年 3月) [キャリア教育を一步進める評価]
キャリア教育が促す「学習意欲」	(H26年 3月) [学習意欲の向上を促すキャリア教育について]
キャリア教育をデザインする	(H24年 8月) [小・中・高等学校における年間指導計画作成のために]

中高一貫教育は、現行の中学校・高等学校の制度に加えて、生徒や保護者が6年間の一貫した教育課程や学習環境の下で学ぶ機会も選択できるようにすることにより、中等教育の一層の多様化を推進するものである。高校入試に影響されない6年間の継続的・計画的な教育により、生徒の個性や創造性を存分に伸ばすことが求められている。

1 中高一貫教育の特色を生かした教育課程の編成

中高一貫教育校として、各学校における教育目標に沿った特色ある教育活動の効果的な展開を図る教育課程の編成を行う。

- ・教育課程の編成については、中学校及び高等学校の基準を準用した上で、併設型中高一貫教育校及び連携型中高一貫教育校の基準の特例を活用して、効果的な教育課程の編成を図る。
- ・言語能力、情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力の育成を目指し、6年間を見通した指導計画の改善・充実を図る。
- ・教育活動全般について、継続的・計画的な評価を行い、中高が連携をとりながら工夫・改善を図る。

2 中高一貫教育校の特色を生かした学習指導方法の改善・充実

中高教員が連携して効果的な教育活動を実施し、指導の充実を図るとともに、一人一人の生徒の優れた才能を発見し、個性や創造性の伸長を図る。

- ・中高教員の交流授業により系統的な指導を充実させ、生徒の学習意欲と向上心の育成に努める。
- ・習熟度別授業や少人数授業を実施することにより、一人一人の生徒に対して、系統的で、きめ細かな指導の充実を図る。
- ・6年間を見通した指導計画のもと、1人1台端末等を積極的に活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進める。
- ・観察、実験を重視した体験的な学習や課題解決学習を充実させ、個性や才能、創造性の伸長を図る。
- ・中学1年生から高校3年生までの異年齢集団による体験活動や学校行事、部活動を通して、社会性や豊かな人間性の育成を図る。
- ・キャリア教育を推進し、将来に対する目的意識の形成を図る。

3 特色ある学校づくりの推進

中高一貫教育校の特色ある学校づくりの推進により、本県中等教育全体の活性化を促進するように努める。

- ・中高一貫教育校から他の中学校及び高等学校への研究成果の提供を進め、中等教育の改革を促進する。

【参考】

[併設型中高一貫教育校]

石川県立金沢錦丘中学校・石川県立金沢錦丘高等学校（平成16年4月石川県立金沢錦丘中学校開校）

[連携型中高一貫教育校]

輪島市立門前中学校・石川県立門前高等学校（平成13年度より実施）

へき地・複式教育においては、児童生徒や家庭・地域社会のもつよさに着目し、ふるさとに誇りを持ち、めあてをもって主体的に活動する心豊かな児童生徒の育成をめざすことが大切である。そのためには、教育課題を明確にし、具体的な実践に結び付く年間指導計画を作成する必要がある。

その際、家庭・地域社会との連携・協働のもと、地域の豊かな教育資源を生かした多様な学習活動を積極的に取り入れるとともに、少人数であることのよさを生かした多様な学習の形態や方法を工夫し、一人一人のよさを伸ばしていくことが必要である。

1 地域や児童生徒の実態を考慮した指導計画の作成

地域の教育資源や学習環境及び児童生徒の実態を考慮した指導計画を作成し、創意を生かした教育活動の充実を図り、特色ある学校づくりに努める。

- ・地域の豊かな自然や伝統的な文化を生かした体験的な学習を重視して、児童生徒の興味・関心や学習意欲を高めるとともに、児童生徒の実態に応じ、知識や技能を確実に身に付けられる指導計画を作成する。
- ・近隣の学校や環境の異なる学校の児童生徒と学び合う交流活動等を指導計画に位置付ける。
- ・複式の指導においては、上・下学年の系統性・発展性を十分考慮しながら、指導計画の工夫・改善を行う。

2 小規模校の特性を生かす教育の実践

少人数や複式形態の特性を生かし、自ら学び、豊かに表現するたくましい児童生徒を育成する。

- ・児童生徒の自己表現の場を全教育活動の中で意図的に設定する。
- ・個性や能力の伸長を図り自己教育力を育てるため、問題解決的な学習を重視した指導過程を工夫する。
- ・複式形態の指導においては、間接指導を「主体的に学習する場」として捉え、直接指導の学習と関連させながら思考を深める効果的な対話の場面や方法を工夫する。

3 個に応じた指導の充実

学習状況を適切に把握し、指導法の改善に努める。

- ・個々の児童生徒の理解度・定着度を評価規準に照らして把握し、個に応じた指導の改善に生かす。
- ・指導に当たっては、児童生徒一人一人の特性や能力を把握し指導に生かすとともに、複式学級においては、学年差を十分考慮して相互に学び合う態度を育成する。
- ・児童生徒一人一人に対応し、学習効果を高める1人1台端末等の効果的な活用を図る。

【参考・資料】

- 令和6年度 へき地・複式学校数

へき地指定小学校数	4校
へき地指定中学校数	3校
へき地指定義務教育学校数	1校
複式学級設置学校数	34校

日本国憲法と教育基本法に基づき、「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」、「石川県人権教育・啓発行動計画（改定版）」等の趣旨を踏まえた人権教育を推進する。推進に当たっては、児童生徒の発達段階や各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて行うものとし、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度、実践的な行動力など、児童生徒の様々な資質や能力を育成する。

1 人権尊重の視点に立った学校・学級づくり、授業づくりの推進

児童生徒一人一人が尊重されるとともに、互いのよさや可能性を認め合える、人権尊重の視点に立った学校・学級づくり、授業づくりの推進に努める。

- ・児童生徒一人一人を尊重した教職員の言動や掲示物等、自分の大切さや他の人の大切さが認められていることを児童生徒自身が感じ取ることができるような環境を整備する。
- ・教職員同士、児童生徒同士、教職員と児童生徒等の間における、受容的、共感的な人間関係の確立に努める。
- ・児童生徒自身に自己決定する機会を与えるとともに、児童生徒一人一人が自己肯定感を高めることができる授業づくりを工夫する。

2 校内推進体制の確立と教職員の研修活動の改善・充実

組織的に人権教育を推進するための校内推進体制を確立するとともに、人権教育に係る教職員の資質及び指導力の向上を図るため、研修活動の改善・充実に努める。

- ・学校長のリーダーシップの下、人権教育担当者を中心とした校内推進体制を確立し、全教職員の共通理解に基づいた人権教育を推進する。
- ・人権尊重の理念や同和問題（部落差別）などの様々な人権課題について理解を深めることや、教職員自身の人権感覚を高めること等を目的とした校内研修を行うこととし、その計画は、人権教育に関する全体計画の中に位置付ける。
- ・研修活動の充実を図るため、人権教育に関する資料の整備・充実に努める。

3 人権教育の全体計画や年間指導計画の改善・充実

学校・地域の実状、児童生徒の実態や発達の段階を踏まえた人権教育を組織的・計画的に推進するため、全体計画・年間指導計画の改善・充実に努める。

- ・前年度における計画の達成状況に関する評価等を踏まえ、計画の改善を行う。
- ・児童生徒が、人権尊重の理念や同和問題（部落差別）などの様々な人権課題についての知的理解を深め、人権感覚を高めることができるよう、指導内容・方法等を工夫する。
- ・人権教育をより充実させるために、校種間の連携や保護者・地域住民・関係諸機関との連携を全体計画の中に位置付ける。

【参考・資料】

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年）
- 「学校における人権教育の推進について（通知）」（平成13年3月22日付教学第2781号）
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年策定、平成23年一部改定）
- 「石川県人権教育・啓発行動計画」（平成17年策定、平成27年改定）
- 「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]」（平成20年3月）
- 「人権教育の推進に関する取組状況調査（結果）」（平成20年度、平成24年度）
- 「人権教育に関する特色ある実践事例」（文部科学省ウェブサイトで公開）
- 「外国人の人権尊重に関する実践事例」（文部科学省ウェブサイトで公開）

子どもを取り巻く社会環境等の変化に伴い、ストレスによる心身の不調などメンタルヘルスに関する課題や、アレルギー疾患を抱える子どもへの対応、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種の感染症への対応、また、子どもの食生活においては、朝食欠食、偏食、孤食といった課題、さらに、学校の内外において子どもが犠牲となる痛ましい事件・事故、自然災害などに対して、学校が適切な対応を行うことが求められている。

このような課題に対応するため、「学校保健」「食育・学校給食」「学校安全」においては、児童生徒の発達の段階を考慮し、学校の教育活動全体を通じて適切に指導することが必要である。指導に当たっては、児童生徒が知識を身に付けることや、活動を通じて自主的に実践できる資質や能力を育成することが大切である。

さらに、家庭や地域社会との連携を図りながら、望ましい生活習慣を形成するとともに、児童生徒自らが日常生活において、健康の保持増進の実践を行うよう促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮した健康教育を推進することが大切である。

1 保健教育の充実

児童生徒が生涯を通じて心豊かに健康な生活を送るための資質や能力を育成するため、学校全体で共通の認識を持ち、教職員が相互に連携して指導に当たるとともに、家庭・地域・関係機関との連携、協力関係を確立し、学校保健の充実と推進を図る。

- ・学校保健計画及び保健室経営計画を作成し、学校保健委員会等の充実により校内外の協力体制を整備するとともに、専門性を有する教職員の協力を得ながら実態に即した指導を行う。
- ・健康に関する知識を活用する学習活動を取り入れるなど指導方法を工夫し、適切に意思決定や行動選択ができる実践的な能力を育成する。
- ・現代的な健康課題について全教職員の共通理解のもと「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援」等の資料を効果的に活用し、教育活動全体を通じて発達の段階に応じた指導を行う。

2 食育の推進／学校給食の充実

児童生徒が食に関する正しい知識を身に付け、健康な生活を実践する力を高めるため、食に関する指導体制を確立し、食育の推進及び学校給食の充実を図る。

- ・家庭、地域との連携も含めた食に関する指導の全体計画を作成し、「食に関する指導の手引」等を活用しながら、発達の段階に応じた指導を行う。
- ・教科等での指導においては、栄養教諭等の専門性を生かすなど教師間の連携を図るとともに、学校給食を教材として活用した指導を行う。
- ・給食の時間では、地場産物を活用した給食を導入するなど工夫した取組を行うとともに、安全・衛生に留意し、指導の充実を図る。

3 安全教育の充実

児童生徒が生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培い、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できる資質や能力を育成するため、安全教育の具体的な実施計画を作成するとともに、地域との連携体制を整備し、安全教育の充実を図る。

- ・学校安全計画を作成し、安全に関する校内研修や、指導体制の充実を図り、地域の関係機関と連携して安全教育を推進する。
- ・安全を確保するために必要な知識を身に付け、自ら危険を回避して安全に行動できる能力や態度を育成するため、安全に関する具体的な課題を取り上げるなど指導の工夫を行う。
- ・より効果の高い安全教育を行うため、「石川の学校安全指針」等を活用し、発達の段階に応じた指導を行うとともに、安全のきまりや安全な環境づくり等の安全管理と関連付けた指導を行う。

【参考・資料】

「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」	H24年 3月	文部科学省
「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」	H25年 3月	文部科学省
「学校給食における食物アレルギー対応指針」	H27年 3月	文部科学省
「学校における食物アレルギー対応指針 -石川県版-」	H28年 2月	石川県教育委員会
「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育」	H29年 3月	文部科学省
「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援」	H29年 3月	文部科学省
「学校の危機管理マニュアル作成の手引」	H30年 2月	文部科学省
「学校における食物アレルギー対応校内研修事例集」	H30年 2月	石川県教育委員会
「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」改訂	H31年 3月	文部科学省
「食に関する指導の手引 -第二次改訂版-」	H31年 3月	文部科学省
「小学校保健教育参考資料 改訂『生きる力』を育む小学校保健教育の手引」	H31年 3月	文部科学省
「生きる力を育む学校での歯・口の健康づくり -令和元年度改訂-」	R 2年 2月	日本学校保健会
「中学校保健教育参考資料 改訂『生きる力』を育む中学校保健教育の手引」	R 2年 3月	文部科学省
「高等学校保健教育参考資料 改訂『生きる力』を育む高等学校保健教育の手引」	R 3年 3月	文部科学省
「学校における熱中症ガイドライン作成の手引き」	R 3年 5月	環境省・文部科学省
「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」	R 3年 6月	文部科学省
「学校安全推進のための教職員向け研修・訓練 実践事例集」	R 3年 6月	文部科学省
「石川の学校安全指針」改訂	R 4年 2月	石川県教育委員会
「指導参考資料集『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育の展開」	R 4年 3月	文部科学省
「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引」	R 4年 3月	日本学校保健会
「実践的な防災教育の手引き（小学校編）」	R 5年 3月	文部科学省
「学校における安全点検要領」	R 6年 3月	文部科学省
「保健教育における個別指導の考え方、進め方」	R 6年 3月	日本学校保健会

選挙権年齢が引き下げられ、更に成年年齢が18歳へと引き下げられることを契機に、高等学校・高等部をおく特別支援学校において、国家・社会の形成者としての資質や能力を育むことが、より一層求められている。このため、政治や選挙の理解に加えて、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うとともに、法律に則った適切な選挙運動が行われるよう、公職選挙法等に関する正しい知識についての指導を行う。なお、指導に当たっては政治的中立性の確保に十分に留意する。

1 指導体制の確立と指導計画の改善・充実

学校長を中心に、学校として指導のねらいを明確にし、総合的な探究の時間や特別活動なども活用し、系統的、計画的な指導計画に基づいて実施する。

- ・学校教育全体を通じて、論理的思考力、現実社会の諸課題を多面的・多角的に考察し、公正に判断する力、現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決する力、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を身に付けさせるよう、系統的な指導計画を作成する。
- ・作成した指導計画については、実施状況をふまえて見直し、改善を図る。
- ・教員が、学校としての指導のねらいを共有できるよう、校内研修を充実させる。

2 指導方法の工夫

有権者として判断を求められる具体的な政治的事象を題材として、正解が一つに定まらない問いに取り組み、今までに習得した知識・技能を活用して解決策を考え、他の生徒と学び合うなど言語活動による協働的な学習に取り組む。

- ・模擬選挙、模擬請願、模擬議会など、実践的な教育活動に積極的に取り組む。
- ・教員が個人的な見解を述べることは避け、生徒の主体的な判断を重視する。
- ・各教科において主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に努める。
- ・高等学校等の生徒向け副教材「私たちが拓く日本の未来」の活用を推進する。

3 指導における政治的中立性の確保

指導に当たっては、教育基本法第14条第2項で禁止されている、「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動」に抵触しないよう、政治的中立性の確保に留意する。

- ・多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示する。
- ・事前に複数の目で指導案を検討するなど、政治的中立性の確保について客観的に検証する。
- ・必要に応じて、学校の指導方針について保護者等に周知し、理解を求める。

【参考・資料】

- 高等学校等の生徒向け副教材「私たちが拓く日本の未来」（平成27年9月）
- 高等学校等の生徒向け副教材「私たちが拓く日本の未来」活用のための指導資料（平成27年9月）
- 高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）（平成27年10月）
- 高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）に係るQ&A（平成28年1月）
- 公職選挙法
- 教育基本法第14条（政治的教養を育む教育）

消費者教育は、消費生活に関する知識を修得し、適切な行動に結び付けることができる実践的な能力を育むために、また、消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができる消費者の育成を目指し、行われるものである。児童・生徒が、消費者被害に遭わないように、合理的意思決定ができるようにすることに加え、社会の一員としてより良い市場とより良い社会の発展のために積極的に関与することができるように、自立した消費者となることを支援する。

成年年齢の引き下げにより、18歳、19歳が、未成年者取消権を行使することができなくなったことを踏まえ、社会に参画する入口の段階で深刻な経済的損失を被るといったことのないようにするという観点からも、若者に対して、実践的な消費者教育を確実に行うことが求められている。

1 系統的、計画的な指導体制の確立

学習指導要領に基づき、実践的な消費者教育を、年齢や発達段階に応じて体系的に行う。関連する授業や総合的な学習／探究の時間なども活用し、計画的に実施する。

- ・消費者被害も年齢層ごとに特徴があり、それを踏まえた対策が求められる。
- ・消費者教育に関する内容は、小・中学校の学習指導要領においては、社会科、家庭科、技術・家庭科、特別支援学校小学部・中学部の学習指導要領においては、社会科、生活科、職業・家庭科、高等学校においては、公民科、家庭科、特別支援学校高等部においては、社会科、職業科、家庭科において扱われており、教科指導において、児童生徒の発達段階に応じて取り上げることが求められる。
- ・特に、成年年齢の引き下げを踏まえ、高等学校段階までに、売買契約の基礎や契約の重要性やそれを守ることの意義、売買契約の仕組みについての理解、消費者被害の背景とその対応についての理解などの知識及び技能を身に付けるよう、消費者教育をより実践的に実施することが必要である。また、消費者市民社会の形成に参画することの意義などについての理解を促し、社会において消費者として主体的に判断し、責任を持って行動できるような能力を育む必要がある。

2 指導方法の工夫

消費者問題に関わる機関が作成した教材を用いたり、指導方法を工夫することで、より実践的な消費者教育を行う。

- ・消費者庁作成の高校生向け消費者教育教材「社会への扉」や石川県消費生活支援センター作成のリーフレット等を活用する。
- ・模擬体験などを取り入れ、実践的な知識の習得を推進する。
- ・実務経験者（消費生活相談員、弁護士、司法書士等の実務者経験者等）を外部講師として招聘するなど、その知識や経験にふれることができるようにする。

3 他の消費生活に関連する教育との連携推進

消費者の自立を支援し、また、消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるため、以下の教育について消費者教育と連携し、相乗効果をもたらすことができるようにする。

- ・金融経済教育、法教育、情報教育、環境教育、食育、法教育、国際理解教育、主権者教育
キャリア教育

【参考・資料】

- 消費者教育の推進に関する法律（平成24年12月施行）
- 閣議決定「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年6月、平成30年3月変更、令和5年3月変更）
- 4省庁（消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁）関係局長連絡会議決定「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム（平成30年2月20日、令和3年3月改定）
- 消費者庁作成高校生向け消費者教育教材「社会への扉」（平成29年3月、平成29年12月一部改定、令和4年8月一部改訂）

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにする。

県が策定した部活動の在り方に関する方針を踏まえ、以下の点に留意して指導に当たる。

1 指導体制の構築と指導計画の作成

部活動が、中・高校生の人間形成に大きな役割を果たしていることを踏まえ、教職員間で共通理解を図り、生徒の多様なニーズに応えた活動ができるように努める。

- ・各学校において、教職員間で部活動の意義を確認し、校内での協力体制を構築する。
- ・地域や学校、生徒の実態を考慮し、特色ある学校づくりのために、年間を通じた部活動指導計画を作成する。

2 生徒の個性の伸長・バランスのとれた生活の確保

生徒の健康や安全に留意し、自主的、自発的な活動を通して、生徒の個性を伸長することができるよう努める。

- ・各部の活動目標や活動内容を明確に示すとともに、自主的・自発的な参加であることに留意する。
- ・どの生徒でも参加しやすいよう実施形態などを適切に工夫する。
- ・休養日や活動時間を適切に設定するとともに、練習等が適切に行われるようにするなど、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮する。

3 家庭・地域との連携

保護者や地域の人たちの意見を幅広く聞くなど、開かれた部活動とすることに努める。

- ・各部は、活動内容等について家庭との共通理解を図る。
- ・各学校は、専門的技術を有する地域の外部指導者に協力を求めるなど、活動の活性化に努める。
- ・部活動指導員を活用する場合、部活動が学校教育の一環であることを踏まえ、生徒の自主的、自発的な参加が促進されるよう部活動指導員との密接な連携を図る。
- ・当該学校の生徒が地域クラブ活動に参加している場合、学校と地域クラブとの間での活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図り、特に平日と休日で指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密な連携に努める。また、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に周知することに努める。

4 効果的な指導と指導力の向上

科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れ、生徒に対する説明と理解に基づく指導に努める。

- ・最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れるように努める。
- ・適切な指導方法、コミュニケーションの充実などにより、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

【参考・資料】

[運動部活動加入率の変化] ※中体連・高体連資料より

年度	中 学 校			高 等 学 校		
	生徒数	部員数	加入率	生徒数	部員数	加入率
H26	33, 350	25, 041	75.1%	31, 592	17, 703	56.0%
R1	29, 619	20, 873	70.5%	30, 867	16, 872	54.7%
R6	28, 839	18, 809	65.2%	28, 151	15, 138	53.8%

- ・「運動部活動での指導のガイドライン」
(平成25年5月 文部科学省)
- ・「石川県における運動部活動の在り方に関する方針」
(平成30年12月 石川県・石川県教育委員会)
- ・「石川県における文化部活動の在り方に関する方針」
(平成31年3月 石川県・石川県教育委員会)
- ・「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」
(令和4年12月 スポーツ庁・文化庁)